

障害者差別解消法 eラーニング

2016年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。事業者には障がい者を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供という二つの新しい義務が生じます。本サービスは、旅行業務を行う事業者を対象に、その社員向けの研修を行うためのツールとしてご提供するものです。本法の背景や内容の理解に留まらず、合理的配慮を効果的に実施するため不可欠なポイントを学習できるよう構成されています。各社のコンプライアンスの取組みを高め、企業としての長期的成長とブランド価値の向上を図るためご活用ください。

◆**ラーニング期間** ▶ サービス開始 2016年3月7日(月)～2016年9月30日(金)
上記の日時以降、御社の希望する連続した3週間を設定し、御社社員向けの受講期間とします

◆**ラーニング方法** ▶ インターネットによるウェブ上でのeラーニング

◆**申込期間** ▶ 2016年3月3日(木)～2016年8月31日(水)

◆全体概要

名称	内容量	合格基準
事前学習	—	—
アンケート	14問	—
基礎編 理解度テスト	20問	80点以上
実践編 理解度テスト	23問	80点以上

基礎編では法律の基本知識を中心に、実践編では合理的配慮の考え方やプロセスを中心に学んでいただけます。

事前学習は以下の4つのパートで構成されます

1.障害者差別解消法の背景

◆国際的な動向 ◆国内法の整備

2.障害者差別解消法が求める義務の概要

◆対象範囲 ◆障害者差別を解消するための二つの新しい義務

3.不当な差別的取扱いの禁止

◆「不当な差別的取扱い」 ◆障害者を「不利に扱う」ことが免責される「正当な理由」
◆「異なる取扱い」であっても不当な差別的取扱いには当たらないケース

4.合理的配慮の提供義務

◆「合理的配慮」が満たすべき三つの条件 ◆配慮内容を考える際の原則

◆実施概要

- ①各受講者は実施期間内に指定のWeb上で受講します。アクセスするには、登録した御社旅行業番号及び社員番号のみを用い、氏名などの個人情報は収集いたしません。
- ②受講者は指定期間内に基礎編と実践編の2種類の試験を受験します。
- ③実施期間終了後、事務局より受験結果リスト(全員の可否、受験状況等)を送信し、終了となります。

◆料金表

※アンケートにご協力いただくと割引が受けられます(一人当たり税別単価(円))

区分	アンケート協力あり	アンケート協力なし
JATA・ANTA会員(受講者数500名まで)	@700円	@800円
JATA・ANTA会員(受講者数500名以上)	@600円	@700円
無所属(JATA・ANTA非会員)	@1,000円	設定なし

◆支払方法

銀行による振込対応のみとさせていただきます。

◆受講対応環境

Windows搭載PC Microsoft Windows 10 / 8.1 / 8 / 7 / Vistaを搭載したパソコンと以下のいずれかのブラウザの組み合わせ

Microsoft Internet Explorer 11 / 10 / 9, Microsoft Edge, Google Chrome, Mozilla Firefox

Mac OSX10.9以降 + Safari

iPad、iPad mini iOS 7.1以降 + Safari

Androidタブレット Android 4.3以降 + Google Chrome

【注1】スマートフォンについては、上記に準じるOSとブラウザでアクセス可能ですが推奨できません。

【注2】それぞれのブラウザ設定は、JavaScript使用可能、Cookie使用可能、ポップアップ・ブロックを無効としてください。

【注3】上記以外のOSとブラウザの組み合わせでは受講できない場合があります。

例えば、AmazonのKindle Fireタブレットは受講できません。

◆お申込先

以下お申込専用ページからブラウザで会社単位でお申込みください。
お申込みいただくと、申込完了までの詳細な手順をEメールでお知らせします。

<http://hrs.tourism.jp/ssk/>

◆お問合せ先

(株)JTB総合研究所 コンサルティング事業部 ユニバーサルツーリズム推進チーム

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2-6-2上野ビルディング8F

TEL. 03(3525)4536 FAX. 03(3525)4565

(平日10:00~17:30 土日祝祭日除く)

担当:野下美香・若原圭子

mail:ut_chousa@tourism.jp